

# 茨城県報

第 7 5 2 1 号

昭和62年 1 月 29 日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

●茨城県衛生関係試験，免許，営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則（医務課）	ページ 1
---	----------

### 告 示

●昭和61年度知事の松くい虫防除命令の内容となる事項の公表（林業課）	2
●新規土地改良事業の審査（2件）（農地管理課）	4
●新規土地改良事業の認可（5件）（ " ）	5
●換地計画の審査（ " ）	6
●河川予定地の指定（ダム砂防課）	6

### 公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表（林業課）	7
●開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）	8
●道路位置の指定（2件）（ " ）	9

（茨城県道路公社）

●有料道路の料金の徴収期間の変更	9
------------------	---

## 規 則

### 茨城県規則第 4 号

茨城県衛生関係試験，免許，営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和62年 1 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

### 茨城県衛生関係試験，免許，営業許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県衛生関係試験，免許，営業許可等手数料徴収規則（昭和31年茨城県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 74 号中「56,000円」を「64,000円」に改め，同条第 75 号中「52,000円」を「59,000円」に改め，同条第 89 号中「15,000円」を「61,000円」に改め，同条第 90 号及び第 91 号中「3,500円」を「5,500円」に改め，同条第 92 号中「13,000円」を「43,000円」に改め，同条第 132 号から第 136 号までの規定中「23,000円」を「25,000円」に改める。

## 付 則

- 1 この規則は、昭和62年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

---

## 告 示

---

**茨城県告示第188号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる命令を発するので、その内容となる事項を次のように公表する。

昭和62年 1 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 区域及び期間

## (1) 区 域

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、那珂湊市、常陸太田市、勝田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、東茨城郡常北町、同郡桂村、同郡御前山村、同郡大洗町、西茨城郡岩間町、同郡七会村、同郡岩瀬町、那珂郡東海村、同郡那珂町、同郡瓜連町、同郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、久慈郡金砂郷村、同郡水府村、同郡里美村、同郡大子町、多賀郡十王町、稲敷郡江戸崎町、同郡美浦村、同郡阿見町、同郡茎崎町、同郡新利根村、同郡桜川村、同郡東村、新治郡八郷町、同郡新治村、同郡桜村、筑波郡谷田部町、同郡伊奈町、同郡谷和原村、同郡豊里町、同郡筑波町、同郡大穂町、北相馬郡守谷町、同郡藤代町及び同郡利根町の区域

## (2) 期 間 昭和62年 2 月 20 日から昭和62年 3 月 20 日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下「伐採木等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、若しくは当該伐採木等を薬剤によりくん蒸するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

## 4 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる伐採木等を所有し、又は管理する者は、3に掲げる措置を行う場合において、薬剤を使用するときは、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行つた者は、当該措置を行つた後、速やかに3に掲げる伐採木等の所在す

る地域を管轄する地方総合事務所の長に森林病虫害等駆除実施届書(別記様式第1号)を提出しなければならない。ただし、(3)にする松くい虫防除損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置を行つたことに伴う損失補償を受けようとする者は、森林病虫害等駆除実施による損失補償申請書(別記様式第2号)を当該措置を行つた後、速やかに3に掲げる伐採木等の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出するものとし、地方総合事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行つた措置が3に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- (5) 知事は、(4)の措置の全部又は一部を行つた場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

別記様式第1号

森林病虫害等駆除実施届書

命令された措置内容	森林(伐採跡地を含む。)の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積	摘 要	
実施区域又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種 別	数 量	単 価	金 額

上記お届けいたします。

昭和 年 月 日

市 町 大字 番地  
 郡 村 氏 名<sup>Ⓔ</sup>

茨城県知事 殿

## 別記様式第2号

## 森林病虫害等駆除実施による損失補償申請書

命令(指示) された措置 内容	森林(伐採跡地を 含む。)の面積	樹木若しくは伐採 木等の本数又は伐 採跡地の根株数	樹木又は伐採木 等の材積	摘 要	
					補償を受けようとする見積額
実施地区又 は場所	実 施 期 間	種 別	数 量	単 価	金 額

上記のとおり森林病虫害等防除法第8条第3項の規定により損失の補償を申請します。

昭和 年 月 日

市 町 大字 番地  
郡 村 氏 名<sup>Ⓔ</sup>

茨城県知事 殿

## 茨城県告示第189号

下妻市長鳩貝充から昭和61年11月24日付けで認可申請のあつた小島地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類 小島地区土地改良事業計画書の写し
- 縦 覧 の 期 間 昭和62年1月29日から昭和62年2月19日まで
- 縦 覧 の 場 所 下妻市役所

## 茨城県告示第190号

久慈郡大子町大字袋田943野内文吾ほか26名から昭和61年9月17日付けで認可申請のあつた深町地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 深町地区土地改良事業共同施行規約の写し  
深町地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年1月29日から昭和62年2月19日まで
- 3 縦覧の場所 大子町役場

茨城県告示第191号

昭和61年10月30日付けで結城市長から認可申請のあつた川原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年1月22日認可した。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第192号

昭和61年8月19日付けで下館市大字五所宮954番地大和田一雄ほか12名から認可申請のあつた五所宮地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年1月22日認可した。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第193号

昭和61年7月29日付けで下館市長濱野正から認可申請のあつた東榎生南地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年1月22日認可した。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第194号

昭和61年8月19日付けで下館市大字神分12番地谷中義三郎ほか49名から認可申請のあつた神分地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年1月22日認可した。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第195号**

昭和61年8月19日付けで下館市大字大谷546番地石川功一ほか23名から認可申請のあつた大谷地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和62年1月22日認可した。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第196号**

昭和61年12月5日付けで認可申請のあつた上加賀田谷津地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年2月9日から昭和62年3月4日まで
- 3 縦覧の場所 笠間市役所

**茨城県告示第197号**

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により二級河川十王川について次の区域を河川予定地に指定する。

その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 二級河川十王川河川予定地指定区間
  - (1) 十王ダム貯水池起点及び終点  
起点 左岸 多賀郡十王町大字高原字小松沢189番の1地先  
右岸 同郡 同町 大字同 字同 216番地先  
終点 左岸 同郡 同町 大字友部字道保内1799番の3地先  
右岸 同郡 同町 大字同 字片倉1088番の7

- (2) 平面図（図面省略）

十王川総合開発事業平面図の図面中茶色で着色された部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号、第2号及び第3号の区域以外の土地の区域

# 公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令（昭和26年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により，昭和62年度における保安林の皆伐による立木伐採について，森林法（昭和26年法律第 249 号）第34条第 1 項により許可する皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和62年 1 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 皆 伐 面 積 の 限 度

(単位：ヘクタール)

同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度
多賀北部	水源かん養保安林	136.50	水戸鹿行 地 区	水源かん養保安林	0.53
	土砂流出防備保安林	5.99		土砂流出防備保安林	0.19
	飛砂防備保安林	0.17		飛砂防備保安林	2.66
	防風保安林	0.12		防風保安林	1.00
	干害防備保安林	0.03		干害防備保安林	0.22
			霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	1.58
多賀南部	水源かん養保安林	207.42		防風保安林	0.08
	土砂流出防備保安林	4.18		干害防備保安林	5.64
	防風保安林	0.08	笠間地区	水源かん養保安林	22.37
	保健保安林	1.44		土砂流出防備保安林	20.96
里川山田川	水源かん養保安林	159.25	鬼怒川下流	水源かん養保安林	15.37
	土砂流出防備保安林	2.84		土砂流出防備保安林	27.38
	保健保安林	2.26		干害防備保安林	0.96
久慈川	水源かん養保安林	127.51	合 計 813.21		
	土砂流出防備保安林	32.93			
	保健保安林	4.42			
那珂川	水源かん養保安林	21.15			
	土砂流出防備保安林	7.84			
	干害防備保安林	0.14			

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和62年 1 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城県岩間町安居字俎倉3144番331, 3144番380

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都墨田区東向島 2 丁目 20 番 2 号

株式会社 タナカ

取締役社長 田 中 作 次

---

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字仁連字上高野1910番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町仁連1921— 4

サンワ設計株式会社

代表取締役 森 誠

---

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和62年 1 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城県茨城町前田字東原1707番の34及び同番の260から同番の268まで

- 2 事業主の住所及び氏名

土浦市大字中1327— 2

茨城キセキ販売株式会社

代表取締役 荒 木 敏 雄

---

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字台字二本松849

- 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県大宮市植田谷本866

明和サービス株式会社

代表取締役 和 泉 文 男

---



●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年1月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第35号	62. 1. 20	(株)マグマ ハウス 代表取締役 先原 貞人	東京都中野区東 中野1-57-6	鹿島郡大野村大字和字 治871-18	メートル 4. 20	メートル 30. 00
" 第36号	"	同 上	同 上	" " 大字志崎 字南割原90-72	6. 20	69. 00
" 第37号	"	飯島得三郎	鹿島郡大野村大 字武井釜822-5	" " 大字青塚 字仁1245-74, 大字角 折字信2366-102	4. 20	35. 00
石土木指令 第8号	62. 1. 19	京葉緑地(株) 代表取締役 鈴木 榮一	千葉県柏市豊四 季字桑原508	下妻市大字下妻字弁天 丁303番10	4. 13	33. 50

●有料道路の料金の徴収期間の変更

有料道路の料金の徴収期間を変更するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、発売した回数券の払戻しを昭和62年2月1日から昭和62年2月28日まで月居トンネル管理事務所において行う。

昭和62年1月29日

茨城県道路公社理事長 竹 内 精 一

- 1 有 料 道 路 名 月居トンネル
- 2 料金の徴収期間
  - (旧) 供用開始の日から30年間
  - (新) 供用開始の日から昭和62年1月31日まで

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所